

# 原子力事業者防災業務計画の要旨

令和 4 年 4 月 1 日  
国立研究開発法人日本原子力開発機構  
人形峠環境技術センター

原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、人形峠環境技術センターの原子力事業者防災業務計画を制定しています。

## 第 1 章 総則

原子力事業者防災業務計画の作成目的、用語の定義、作成・運用にあたっての基本的な考え方及び修正する場合の方法等について記載。

- ・ この計画は原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策、その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な業務を定め、原子力災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする
- ・ この計画は原子力災害予防対策の実施、緊急事態応急対策等の実施、原子力災害事後対策の実施について定める
- ・ 原子力防災管理者、副原子力防災管理者、原子力防災要員等はこの計画に基づいて適切に原子力防災活動を行う
- ・ 原子力事業者防災業務計画は毎年検討し、必要な場合、修正する
- ・ 修正する場合は、自治体（岡山県、鏡野町、鳥取県）と協議する

## 第 2 章 原子力災害予防対策の実施

センターの防災組織等の防災体制、原子力防災管理者等の職務、原子力防災組織の運営、原子力防災体制の発令・解除、放射線測定設備・原子力防災資機材・防災資料の準備、関連する施設の点検、防災教育・訓練の実施、関係機関との連携及び住民への広報活動等について記載。

- ・ 原子力災害の情勢に応じ、防災体制（警戒体制／第 1 次原子力防災体制／第 2 次原子力防災体制）の区分を設ける
- ・ センターの原子力防災組織を設置し、原子力防災要員を選任する
- ・ 原子力防災管理者はセンター所長とし、原子力防災組織を統括管理する
- ・ 原子力防災管理者を補佐するとともに、原子力防災管理者がいない時、その職務を代行する副原子力防災管理者を選任する
- ・ 原子力防災管理者は関係機関への通報を行うとともに防災体制の発令及

び解除を行う

- ・ 原子力防災要員等の非常招集のための連絡経路及び機構内外への通報連絡経路を設ける
- ・ 原災法に基づく通報を行うための放射線測定設備を設置し、定期的に校正を行う
- ・ 原子力防災資機材を整備し、随時、保守点検を行う
- ・ オフサイトセンターに資料を備える
- ・ 原子力防災要員等に対する教育を定期的実施する
- ・ 毎年機構内の防災訓練を実施するとともに、国又は地方公共団体が実施する防災訓練に共催又は参加・協力する
- ・ 国、関係自治体（岡山県、鏡野町、鳥取県及び三朝町）、地元防災関係機関とは平常時より相互連絡体制を整備しておく
- ・ 平常時より周辺住民に対する広報活動を行う

### 第3章 緊急事態応急対策等の実施

緊急事態が発生した場合の通報及び応急措置の実施、原子力災害合同対策協議会との連携、原子力防災要員等の派遣について記載。

- ・ 原子力防災管理者は原災法第10条に基づく通報を原子力規制委員会、関係自治体等の地元防災関係機関にファクシミリで行うとともに、電話により送信連絡を行う
- ・ 原子力防災管理者は緊急事態が発生した場合、防災体制を発令し、原子力防災要員等の非常招集を行う
- ・ 原子力防災管理者は事故及び被害状況等を収集し、関係機関にすみやかに連絡する
- ・ センター内における避難、放射線量やフッ素の測定・評価、救護活動、消防活動、汚染拡大防止の措置、広報活動等の応急措置を実施し、関係機関に報告する
- ・ 事業所外運搬における特定事象発生時については、現場への要員派遣、原子力災害発生及び拡大防止のための措置等の緊急事態対応対策を講じる
- ・ 関係自治体及びオフサイトセンターへの要員派遣、資機材の提供等を行う

### 第4章 原子力災害事後対策の実施

緊急事態解除宣言が出された後の原子力災害の拡大防止、復旧、被災者対応、原子力防災要員等の派遣について記載。

- ・ 災害事後対策の方針を報告する

- ・ 復旧計画の策定、復旧対策を実施する
- ・ 被災者の相談窓口を設置する
- ・ 原因究明と再発防止対策を実施する
- ・ 関係自治体など関係機関が実施する事後対策が的確かつ円滑に行われるための要員派遣、資機材提供等を行う

## 第5章 その他

センター以外の原子力事業所で原子力災害が発生した場合、要請に応じて実施する支援措置について記載。

以 上